

経済産業省

2020 鉱火第 12 号
令和 2 年 6 月 26 日

各産業保安監督部長・支部長・事務所長 殿
各都道府県・指定都市火薬類担当部局長 殿
各関係団体 殿

経済産業省産業保安グループ鉱山・火薬類監理官

新型コロナウイルスの感染拡大防止等に対応した火薬類の製造施設等 における保安検査の運用について（通知）

新型コロナ感染症のまん延を防ぐとともに、事業者が十分な感染拡大防止策を講ずるための環境整備の必要性に鑑みて、この度、経済産業省は、火薬類取締法施行規則の一部（保安検査）について安全性の確保を前提としつつ柔軟な対応ができるよう、検査期間を延長する制度改正を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

記

1. 制度改正

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、製造施設又は火薬庫について、施設等により定められた期間内に行わなければならない保安検査の期間を延長する。

- ・対象：令和 2 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に保安検査を行う期間が終了する者及び同期間に保安検査申請書を提出しなければならない期限が終了する者
- ・延長期間：4 か月（例えば、6 月 1 日が期限の場合、10 月 1 日まで延長）

2. 保安の維持

事業者が上記特例措置を活用される場合、各産業保安監督部・支部・事務所及び各都道府県・指定都市火薬類担当部局におかれては、以下に掲げる事項が適切に行われるよう特段の配慮をされるとともに、貴団体におかれては、以下に掲げる事項を適切に行うよう、事業者に周知をお願いいたします。

- （1）法令に規定する技術上の基準に適合するように維持すること。
- （2）事故の発生防止及び不具合の早期発見のため、日常点検を強化すること。
- （3）危険時に速やかな通報、応急措置等が行えるよう体制を確保しておくこと。

以上